

令和3年5月21日

備前市議会議長 守井 秀龍 殿

請願者 備前市蕃山299-1  
びぜん・女たちの会  
代表 藤原光子

紹介議員 土器 豊

請 願 書

1 請願の要旨

選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願

2 請願の趣旨

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と夫婦同姓を定めています。別姓を望む人は、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓・事実婚・通称使用などによる不都合を強いられています。

世界のすう勢は、性別・人種・民族・宗教・国籍・年齢などあらゆる違いを認め合い、尊重し合う多様性のある社会を目指しています。日本でも様々な国籍の人々や多くの女性が活躍するようになり、多様性を認め合う社会へと進んでいるところです。選択的夫婦別姓制度は、同姓を望む人は同姓を、別姓を望む人は別姓を選べる自由を認めるものであり、多様性のある社会の実現に欠かせないものです。

法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部改正を答申しましたが、25年間進展がありません。それどころか、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画で、「選択的夫婦別姓制度」の記述が削除され、後退してしまいました。このまま放置することはできません。

3 請願事項

備前市議会として、選択的夫婦別姓制度の法制化を国に対して求める意見書を提出してくださいますよう請願いたします。